

議案第10号

加西市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

加西市特別会計条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年2月25日提出

加西市長 西村 和平

加西市特別会計条例の一部を改正する条例

加西市特別会計条例（昭和 42 年加西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

（4） 加西市宅地造成事業特別会計

宅地造成事業

第 2 条中「第 1 号、第 2 号及び第 3 号」を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

市が分譲住宅地造成工事を行い、販売する宅地造成事業を実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定に基づき加西市宅地造成事業特別会計を設置しようとするもの。